

福用協第 4 0 号
2018 年 10 月 31 日

社会保障審議会介護給付費分科会
会長 田中 滋 殿

一般社団法人日本福祉用具供給協会
理事長 小野木 孝二

消費税率の改定に関する要望

2019 年 10 月の消費税率 10％への改定予定にあたり、介護保険制度における福祉用具の事業について下記の通り要望します。

記

1. 福祉用具貸与では本年 10 月より貸与価格の上限設定が適用されたところです。介護給付費分科会における審議報告（2017 年 12 月 18 日）では、「設定された貸与価格の上限については、平成 31 年度（2019 年度）以降も概ね 1 年に 1 度の頻度で見直しを行う。」とされ、「施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。」とされています。

また、課税対象となる福祉用具の貸与価格は消費税込みで設定されており、本年 10 月に上限設定される貸与価格は 8％税込みによるものとなっております。

例えば、今回の貸与価格上限見直しが税率 10％であるのに対して、そのための価格調査が税率 8％であれば、適正な消費税転嫁ができなくなる上に、無用な混乱を招く可能性があることから、貸与価格上限の次回見直しにおいては税率が 10％となった以降の価格調査を基礎に設定を行うようご配慮いただきたい。

仮に、税率が 10％になる 2019 年 10 月に適用されている上限は税率 8％に基づくものである場合には、税率 8％の時期に貸与価格上限と同じ額で貸与している事例について 2019 年 10 月に 10％への転嫁を行えないため、この点についてもご配慮いただきたい。

2. 非課税取引である介護保険サービスについては、介護事業者は納税義務者とならないことから、当該介護保険サービスについて、仕入れ分に係る仕入税額控除を行えないため、その税負担は介護報酬で手当てされている仕組みとなっておりますが、この範囲に福祉用具貸与・購入・住宅改修は含まれておりません。

一方で福祉用具は全ての商品が課税対象ではなく、身体障害者用物品に該当する商品は消費税法によって非課税とされているところです。具体的には特殊寝台や車いすといったものが原則該当していることから、福祉用具に占める非課税取引の割合は高い現状にあります。

これら非課税取引の存在は、納税義務者である福祉用具貸与事業者にとって仕入税額控除の面でいわゆる損税になっていて、増税は更にその負担が増すことから、非課税ではなく税率を 0％とする等の措置を講じていただきたい。

以上